

みやざきスギの家パートナー支援事業補助金交付要綱

令和3年6月10日
宮崎県木材協同組合連合会

(趣旨)

第1条 宮崎県木材協同組合連合会（以下「県木連」という。）は、みやざきスギを活用した住宅の普及を促進することにより県産材の需要拡大を図るため、予算で定めるところにより、みやざきスギを積極的に活用した産直住宅の建築に取り組む産直団体及び主に県内の木材供給事業者から木材を調達している県内に本社を有する工務店等に対し補助金を交付するものとし、その交付については、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率等)

第2条 第1条の補助金の交付の対象となる経費及びそれについての補助率等は、別表のとおりとする。

(補助事業者)

第3条 前条の補助金の交付の対象となる者は、次の要件を満たす者とする。

- (1) 県税に未納がないこと。
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者。
- (3) 前条の事業を実施する主体の構成員等が、暴力団による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しないこと。
- (4) その他補助が適当でないと会長が認める者でないこと。

(補助金の交付の申請)

第4条 補助金の交付申請は、補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

- (1) 産直団体による普及・PR支援事業
 - ①事業計画書（別紙含む）（別記様式第2号）
 - ②收支予算書（別記様式第3号）
 - ③産直団体の規約等
 - ④誓約書（別記様式第4号）
 - (2) 工務店等による普及・PR支援事業
 - ①事業計画書（別紙含む）（別記様式第2号）
 - ②收支予算書（別記様式第3号）
 - ③誓約書（別記様式第4号）
- 2 補助金の交付の申請をしようとする者は、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。

(補助条件)

第5条 補助条件は、次のとおりとする。

- (1) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備の上、補助事業（第2条の交付金の交付対象となる事業をいう。）が完了した日の属する年度の終了後5年間整理保存すること。
- (2) その他この要綱の定めに従うこと。

(申請の取下げのできる期限)

第6条 申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

(補助事業の遂行等)

第7条 補助金額の増減を伴う変更が生じる場合には、速やかに県木連に報告してその指示を受けなければならない

(補助金の交付方法)

第8条 当該補助金は、それぞれ下記により交付する。

- (1) 産直団体による普及・PR支援事業については、概算払により交付する。
- (2) 工務店等による普及・PR支援事業については、精算払により交付する。

(実績報告)

第9条 実績報告は、補助事業実績報告書（別記様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日までにしなければならない。

- (1) 産直団体による普及・PR支援事業
 - ①事業実績書（別記様式第5号）
 - ②事業実績書（産直団体構成員用）（別記様式第6号）
 - ③収支決算書（別記様式第3号）
 - ④実施状況写真及びPR活動の成果物写し等
- (2) 工務店等による普及・PR支援事業
 - ①事業実績書（別記様式第5号）
 - ②収支決算書（別記様式第3号）
 - ③県産材等使用証明書（別記様式第7号）
※県産の合法木材使用量及び県産の合法木材使用率が証明できるものであれば、県産材等使用証明書は任意の様式でも構わない。
 - ④実施状況写真及びPR活動の成果物写し等

2 第3条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、第4条ただし書に規定する事業主体に係る部分における当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金の交付決定額から減額して報告しなければならない。

(書類の提出部数等)

第9条 この要綱の規定により県木連に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、別記に定めるところによる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和3年6月10日から施行し、令和2年度の予算に係るみやざきスギの家づくり応援事業補助金から適用する。